兵庫県公報

令和８年８月７日　金曜日　　第 743 号

発　行　人
兵　庫　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

告　　示　　ページ

○ 令和８年度採石業務管理者試験の実施（地域産業立地課）…… 1
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）…… 2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）…… 2
○ 同　　上（同）…… 3
○ 同　　上（同）…… 3
○ 同　　上（同）…… 4
○ 同　　上（同）…… 4
○ 同　　上（同）…… 5
○ 同　　上（同）…… 6
○ 同　　上（同）…… 7
○ 同　　上（同）…… 7

公　　告

○ 随意契約の相手方等の公示（児童家庭課）…… 8
○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請（総合農政課）…… 9
○ 同　　上（同）…… 9
○ 同　　上（同）…… 10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）…… 11
○ 同　　上（同）…… 12

公安委員会告示

○ 認定高齢者講習の適合 …… 13
○ 認定認知機能検査及び認定運転技能検査の認定 …… 13

警察本部公告

○ 入札公告 …… 14

正　　誤

○ 令和８年３月26日付け兵庫県公報号外中 …… 17

告　　示

兵庫県告示第793号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、令和８年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和８年８月７日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　試験日時

令和８年10月９日（金）午前10時から正午まで

２　試験場所

神戸市中央区山本通４丁目22番15号

兵庫県立のじぎく会館　２階　201号室

３　試験科目

⑴　岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）

⑵　岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

４　受験手続

⑴　提出書類

ア　受験願書　１通

用紙は兵庫県ホームページ（https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07_000000002.html）に掲載。または、兵庫県産業労働部地域産業立地課において、ホームページからダウンロードしたものを配布する。

イ　写真　１枚

縦６センチメートル、横４センチメートルのサイズのものとし、出願前６箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ　返信用封筒　１枚

定形封筒（長形３号、120ミリメートル×235ミリメートル）に110円分の切手を貼り、宛先を明記したもの。

⑵　受付期間

令和８年９月１日（火）から同月16日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前９時から午後５時まで

なお、郵送の場合は簡易書留とし、令和８年９月16日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

⑶　提出先

〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号
兵庫県産業労働部地域産業立地課ものづくり支援班

⑷　手数料

8,100円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付ける、または受験手数料8,100円を電子納付すること。電子納付を行った場合は、電子納付番号を受験願書の所定欄に記載する。

なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

５　合格者の発表

令和８年10月30日（金）以降に試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、兵庫県ホームページ（https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07_000000002.html）に掲載。

６　受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部地域産業立地課ものづくり支援班
電話（078）362－3373

兵庫県告示第794号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和８年８月７日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

芦田中央土地改良区

退任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	俵　　朝　子	丹波市青垣町田井縄631番地

兵庫県告示第795号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和８年８月７日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

神戸市井吹土地改良区

退任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所

理　事	三　浦　　修	神戸市西区伊川谷町井吹602番地
同	赤　松　義　春	同　市同区伊川谷町井吹1342番地
同	秋　定　利　彦	同　市同区伊川谷町井吹440番地
同	栗　本　修　市	同　市同区伊川谷町井吹1387番地の３
同	村　上　貴　史	同　市同区伊川谷町井吹744番地
同	三　浦　健　一	同　市同区伊川谷町井吹618番地
同	村　上　雅　一	同　市同区伊川谷町井吹736番地の１
同	柳　瀬　公　子	同　市同区伊川谷町井吹1403番地
同	澁　谷　辰　己	同　市同区伊川谷町井吹1214番地
監　事	三　浦　千　尋	同　市同区伊川谷町井吹1195番地
同	三　浦　　守	同　市同区伊川谷町井吹340番地

就任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	秋　定　利　彦	神戸市西区伊川谷町井吹440番地
同	三　浦　康　博	同　市同区伊川谷町井吹1267番地
同	三　浦　　修	同　市同区伊川谷町井吹602番地
同	三　浦　崇　嗣	同　市同区伊川谷町井吹1318番地の４
同	村　上　貴　史	同　市同区伊川谷町井吹744番地
同	三　浦　宏　太	同　市同区伊川谷町井吹593番地
同	村　上　雅　一	同　市同区伊川谷町井吹736番地の１
同	澁　谷　美　徳	同　市同区伊川谷町井吹1270番地
同	澁　谷　嘉　一	同　市同区伊川谷町井吹1218番地
監　事	澁　谷　惠美子	同　市同区伊川谷町井吹1239番地の１
同	三　浦　　守	同　市同区伊川谷町井吹340番地

兵庫県告示第796号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和８年８月７日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

加古川市北部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	前　川　武　俊	加古川市上荘町小野904番地の１
同	井　上　保　則	同　　市上荘町薬栗389番地
監　事	杉　田　道　明	同　　市上荘町国包863番地

就任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	髙　橋　和　義	加古川市上荘町小野898番地
同	岡　田　　巖	同　　市上荘町薬栗468番地
監　事	前　川　武　俊	同　　市上荘町小野904番地の１

兵庫県告示第797号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和８年８月７日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

奥野村土地改良区

退任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	婦　木　克　彦	丹波市春日町野村531番地
同	婦　木　芳　郎	同　市春日町野村538番地
同	金　森　正　高	同　市春日町野村536番地
同	大　槻　哲　也	同　市春日町野村657番地
同	婦　木　正　俊	同　市春日町野村486番地１
同	婦　木　健一郎	同　市春日町野村506番地３
監　事	婦　木　厚　志	同　市春日町野村586番地
同	婦　木　　保	同　市春日町野村932番地１

就任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	婦　木　克　彦	丹波市春日町野村531番地
同	婦　木　芳　郎	同　市春日町野村538番地
同	金　森　正　高	同　市春日町野村536番地
同	婦　木　康　正	同　市春日町野村516番地
同	婦　木　正　俊	同　市春日町野村486番地１
同	婦　木　健一郎	同　市春日町野村506番地３
監　事	婦　木　厚　志	同　市春日町野村586番地
同	婦　木　　保	同　市春日町野村932番地１

兵庫県告示第798号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和８年８月７日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

下新庄土地改良区

退任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	坂　上　庄一郎	丹波市氷上町下新庄754番地

就任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	谷　川　晋　介	丹波市氷上町下新庄900番地１

兵庫県告示第799号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和８年８月７日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

塔下土地改良区

退任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	髙　津　吉　雄	洲本市五色町鮎原塔下592番地
同	桑　坂　栄　司	同　市海岸通二丁目２番21号
同	毛　笠　員　成	同　市五色町鮎原塔下175番地
同	鎌　田　重　信	同　市五色町鮎原塔下437番地２
同	松　原　健　司	同　市五色町鮎原塔下748番地

同	城　田　　賢	同　市五色町鮎原塔下752番地
同	富　永　浩　司	同　市五色町鮎原塔下380番地２
同	吉　田　　功	同　市五色町鮎原塔下112番地
同	髙　津　浩　義	同　市五色町鮎原塔下148番地
同	野　口　宰　弘	同　市五色町鮎原上564番地
監　事	髙　津　正　弘	同　市五色町鮎原塔下988番地
同	毛　笠　義　夫	同　市五色町鳥飼中452番地２鳥飼中団地106号室
同	毛　笠　　隆	同　市五色町鮎原塔下348番地

就任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	髙　津　吉　雄	洲本市五色町鮎原塔下592番地
同	桑　坂　栄　司	同　市海岸通二丁目２番21号
同	毛　笠　員　成	同　市五色町鮎原塔下175番地
同	鎌　田　重　信	同　市五色町鮎原塔下437番地２
同	松　原　健　司	同　市五色町鮎原塔下748番地
同	城　田　　賢	同　市五色町鮎原塔下752番地
同	富　永　浩　司	同　市五色町鮎原塔下380番地２
同	吉　田　　功	同　市五色町鮎原塔下112番地
同	髙　津　浩　義	同　市五色町鮎原塔下148番地
同	白　桃　真智子	同　市五色町鮎原塔下531番地
監　事	髙　津　正　弘	同　市五色町鮎原塔下988番地
同	野　口　宰　弘	同　市五色町鮎原上564番地
同	毛　笠　　隆	同　市五色町鮎原塔下348番地

兵庫県告示第800号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和８年８月７日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

大宮土地改良区

退任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	川　端　一　司	洲本市五色町都志大宮485番地
同	田　中　一　矢	同　市五色町都志大宮110番地１
同	北　畑　夏　夫	同　市五色町都志大宮182番地１
同	石　田　昇　三	同　市五色町都志大宮458番地
同	石　田　　豊	同　市五色町都志大宮466番地１
同	井　手　浩　二	同　市五色町都志大宮451番地
同	來　山　和　生	同　市五色町都志大宮765番地１
同	大　山　智　弘	同　市五色町都志大宮160番地２
同	影　平　正　晴	同　市五色町都志大宮746番地
同	黒　田　恭　民	同　市上物部434番地４　紅葉コーポ206号
同	北　畑　博　司	同　市五色町都志大宮501番地
同	島　田　和　典	同　市五色町都志大宮518番地３
同	田　中　史　男	同　市五色町都志大宮160番地
同	冨　士　秀　樹	同　市五色町都志大宮454番地
同	溝　淵　章　晃	同　市五色町都志大宮81番地
同	溝　渕　　渉	同　市五色町都志大宮173番地３
同	十　川　泰　士	同　市五色町都志大宮159番地２

同	影　平　道　治	同　市五色町都志大宮700番地３
監　事	石　田　勝　弘	同　市五色町都志大宮503番地１
同	尾　家　好　昭	同　市五色町都志大宮208番地
同	糸　田　浩　之	同　市五色町広石中1414番地81

就任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	川　端　一　司	洲本市五色町都志大宮485番地
同	北　畑　夏　夫	同　市五色町都志大宮182番地１
同	石　田　久　美	同　市五色町都志大宮458番地
同	井　手　浩　二	同　市五色町都志大宮451番地
同	來　山　和　生	同　市五色町都志大宮765番地１
同	影　平　正　晴	同　市五色町都志大宮746番地
同	北　畑　博　司	同　市五色町都志大宮501番地
同	島　田　和　典	同　市五色町都志大宮518番地３
同	溝　渕　　渉	同　市五色町都志大宮173番地３
同	十　川　泰　士	同　市五色町都志大宮159番地２
監　事	石　田　勝　弘	同　市五色町都志大宮503番地１
同	糸　田　浩　之	同　市五色町広石中1414番地81

兵庫県告示第801号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和８年８月７日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

大日川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	森　　紘　一	南あわじ市賀集501番地
同	竹　内　俊　雄	同　　市北阿万伊賀野868番地
同	島　田　佳　明	同　　市北阿万伊賀野292番地
同	神　田　拓　治	同　　市北阿万稲田南572番地
同	立　川　善　久	同　　市北阿万新田中505番地
同	中　川　勝　喜	同　　市北阿万新田北298番地
同	以　頭　良　文	同　　市北阿万筒井180番地１
同	山　口　忠　士	同　　市北阿万筒井1146番地
同	久　米　健　司	同　　市賀集生子831番地
同	久　米　啓　右	同　　市賀集福井1130番地１
同	高　川　元太郎	同　　市賀集福井1613番地１
同	乙　井　康　弘	同　　市賀集野田509番地１
同	増　田　健　治	同　　市賀集野田132番地１
同	辻　　隆　弘	同　　市賀集鍛治屋349番地
同	山　形　昌　大	同　　市賀集立川瀬44番地１
同	森　　政　博	同　　市賀集八幡南153番地
同	藤　原　基　延	同　　市神代國衙880番地
監　事	西　山　輝　明	同　　市北阿万筒井2279番地
同	山　本　哲　雄	同　　市賀集八幡256番地１
同	林　　拓　司	同　　市北阿万稲田南609番地２

就任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所

理　事	高　川　元太郎	南あわじ市賀集福井1613番地１
同	安　田　敬　子	同　　市北阿万伊賀野786番地
同	島　田　喜　章	同　　市北阿万伊賀野1425番地
同	山　本　英　憲	同　　市北阿万伊賀野884番地１
同	鴻　松　清　志	同　　市北阿万稲田南193番地１
同	上　島　一　成	同　　市北阿万新田中412番地
同	柏　尾　芳　弘	同　　市北阿万新田北240番地
同	仲　山　　実	同　　市北阿万筒井756番地
同	坂　本　一　仁	同　　市北阿万筒井1158番地
同	西　村　昌　芳	同　　市賀集生子200番地１
同	久　米　啓　右	同　　市賀集福井1130番地１
同	乙　井　康　弘	同　　市賀集野田509番地１
同	増　田　健　治	同　　市賀集野田132番地１
同	石　橋　俊　二	同　　市賀集鍛冶屋127番地１
同	西　條　研　治	同　　市賀集鍛冶屋339番地
同	森　　宏　文	西宮市高塚町７番20－412号
同	山　形　昌　大	南あわじ市賀集立川瀬44番地１
同	山　本　哲　雄	同　　市賀集八幡256番地１
同	片　山　惠　一	同　　市賀集八幡北477番地１
同	奥　野　隆　史	同　　市神代國衙719番地７
監　事	辻　　隆　弘	同　　市賀集鍛冶屋349番地
同	西　山　直　良	同　　市北阿万筒井1970番地
同	栗　林　充　紘	同　　市賀集生子760番地４

兵庫県告示第802号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和８年８月７日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

入野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	岩　鼻　孝　明	淡路市入野1048番地
同	古　谷　孝　良	同　市入野855番地
監　事	藪　内　博　章	同　市入野108番地１

就任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	青　木　一　男	淡路市入野207番地
同	楠　木　康　文	同　市入野608番地
監　事	増　田　純　治	同　市入野1088番地、1088番地２合併

兵庫県告示第803号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和８年８月７日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

ちひろ土地改良区

退任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	森　本　盛　正	淡路市岩屋3329番地８
同	古　川　満　男	同　市岩屋1149番地
同	森　本　榮　藏	同　市岩屋2233番地
同	木　下　　種	同　市岩屋511番地１
同	栗　山　　靖	同　市楠本1937番地
同	坂　田　正　志	同　市楠本1905番地
同	谷　山　正　直	同　市楠本1692番地
監　事	木　村　長　和	尼崎市昭和南通９丁目249番地
同	水　谷　知　和	淡路市楠本106番地１
同	谷　山　秀　夫	同　市楠本1508番地１
同	大　畑　和　典	同　市岩屋661番地

就任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	森　本　盛　正	淡路市岩屋3329番地８
同	古　川　満　男	同　市岩屋1149番地
同	森　本　榮　藏	同　市岩屋2233番地
同	木　下　　種	同　市岩屋511番地１
同	栗　山　　靖	同　市楠本1937番地
同	坂　田　正　志	同　市楠本1905番地
同	谷　山　正　直	同　市楠本1692番地
監　事	木　村　長　和	尼崎市昭和南通９丁目249番地
同	水　谷　知　和	淡路市楠本106番地１
同	谷　山　秀　夫	同　市楠本1508番地１
同	大　畑　和　典	同　市岩屋661番地

公　　告

随意契約の相手方等の公示

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和８年８月７日

契約担当者
兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
　兵庫県児童相談支援システム再構築設計・開発業務　一式
２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　兵庫県福祉部児童家庭課　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号
３　随意契約の相手方を決定した日
　令和８年６月25日
４　随意契約の相手方の名称及び住所
　株式会社ソフテム　川崎市川崎区駅前本町11－２
５　随意契約に係る契約金額
　114,510,000円
６　契約の相手方を決定した手続
　随意契約
７　随意契約の理由
　政府調達に関する協定第13条第１項(b)による。

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第２項において読み替えて準用する同法第38条第１項の規定により公告する。

令和８年８月７日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地　目	面積（平方メートル）
西脇市谷町字前田272番	田	461

２　申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

４　希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和９年１月１日	５年	5,000円

５　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

⑴　提出期限

令和８年８月21日

⑵　提出先

〒650-8567　神戸市中央区下山手通５－10－１
兵庫県農林水産部総合農政課

⑶　記載事項

ア　意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ　意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨及びその理由

カ　その他参考となるべき事項

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第２項において読み替えて準用する同法第38条第１項の規定により公告する。

令和８年８月７日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地　目	面積（平方メートル）
加東市高岡字坂ノ下19番	田	1,915
加東市高岡字坂ノ下20番	田	1,931
加東市高岡字坂ノ下21番	畑	219

２　申請に係る農地の利用の現況
　耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。
３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
　裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
４　希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和９年１月１日	５年	20,325円

５　意見書の提出
　申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。
⑴　提出期限
　令和８年８月21日
⑵　提出先
　〒650-8567　神戸市中央区下山手通５－10－１
　　兵庫県農林水産部総合農政課
⑶　記載事項
ア　意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
イ　意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
ウ　意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
エ　意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
オ　意見の趣旨及びその理由
カ　その他参考となるべき事項

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第２項において読み替えて準用する同法第38条第１項の規定により公告する。
　令和８年８月７日
　　兵庫県知事　齋　藤　元　彦
１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地　目	面積（平方メートル）
洲本市五色町鮎原宇谷字一木704－１	田	803

２　申請に係る農地の利用の現況
　耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。
３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
　裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
４　希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和９年１月１日	５年	2,340円

５　意見書の提出
　申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。
⑴　提出期限
　令和８年８月21日

⑵　提出先

〒650-8567　神戸市中央区下山手通５－10－１

兵庫県農林水産部総合農政課

⑶　記載事項

ア　意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ　意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨及びその理由

カ　その他参考となるべき事項

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和８年８月７日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　フレスポ赤穂

所在地　赤穂市中広902番１外

２　大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
東洋紡不動産株式会社	大阪市中央区久太郎町２丁目４番27号	斧　泰　三
大和リース株式会社	大阪市中央区北浜４丁目１－１	北　哲　弥

３　変更事項

大規模小売店舗の小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

⑴　変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ホームセンターアグロ	宍粟市山崎町今宿129番地の１	安　黒　千　能
株式会社フェイスコーポレーション	岡山市北区駅前町１丁目８番18号	苅　田　　渉
外６者		

⑵　変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ホームセンターアグロ	宍粟市山崎町今宿129番地の１	安　黒　千　能
外６者		

４　変更年月日

令和８年３月31日

５　届出年月日

令和８年７月９日

６　届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

⑴　縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

⑵　縦覧期間

令和８年８月７日から４月間

７　意見書の提出期限及び提出先

⑴　提出期限
　令和８年12月７日
⑵　提出先
　兵庫県まちづくり部都市計画課
　〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和８年８月７日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　名　称　トナリエ清和台
　所在地　川西市清和台東３丁目１番地８
２　大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町２丁目２番１号	千　田　一　弘

３　変更事項
⑴　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
　ア　変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町２丁目２番１号	岩　永　省　一

　イ　変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町２丁目２番１号	千　田　一　弘

⑵　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
　ア　変更前

名称	住所	代表者の氏名
イズミヤ・阪急オアシス株式会社	大阪市北区角田町８番７号	林　　克　弘
外６者		

　イ　変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西フードマーケット	大阪市北区角田町８番７号	渡　邊　　学
外６者		

４　変更年月日
　令和８年４月１日
５　届出年月日
　令和８年７月17日
６　届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
⑴　縦覧場所
　兵庫県まちづくり部都市計画課
⑵　縦覧期間
　令和８年８月７日から４月間
７　意見書の提出期限及び提出先
⑴　提出期限

令和８年12月７日

⑵　提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第153号の２

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の２第１項の規定に基づき、自動車教習所である施設その他の施設において行う同項に規定する運転免許取得者等教育が同項各号のいずれにも適合している旨の認定（以下「認定」という。）をしたので、同条第２項の規定により、次のとおり公示する。

令和８年８月７日

兵庫県公安委員会

委員長　髙見澤　惠美子

１　認定をした法人の名称及び住所並びに代表者の氏名等

認定をした法人の名称 （住所）	使用する施設の名称 所在地	代表者の氏名
平和産業株式会社 （神戸市長田区菅原通６丁目２番地）	平和台自動車学院 神戸市長田区高取山町２丁目23番１号	水山裕中
	伊川谷自動車学院 神戸市西区伊川谷町長坂876番	

２　認定をした課程の区分

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第４号）第１条第３号に掲げる課程

３　認定をした課程の名称

認定高齢者講習

４　認定をした年月日

令和８年６月26日

兵庫県公安委員会告示第153号の３

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の３第１項の規定に基づき、自動車教習所である施設その他の施設において行う同項に規定する運転免許取得者等検査が同項各号のいずれにも適合している旨の認定（以下「認定」という。）をしたので、同条第２項において読み替えて準用する法第108条の32の２第２項の規定により、次のとおり公示する。

令和８年８月７日

兵庫県公安委員会

委員長　髙見澤　惠美子

１　認定をした法人の名称及び住所並びに代表者の氏名等

認定をした法人の名称 （住所）	使用する施設の名称 所在地	代表者の氏名
平和産業株式会社 （神戸市長田区菅原通６丁目２番地）	平和台自動車学院 神戸市長田区高取山町２丁目23番１号	水山裕中
	伊川谷自動車学院 神戸市西区伊川谷町長坂876番	

２　認定をした方法の区分

⑴　運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和４年国家公安委員会規則第８号。以下「規則」という。）第１条第１号に掲げる方法

⑵　規則第１条第２号に掲げる方法

３　認定をした方法の名称

認定をした方法の名称は、次に掲げる方法の区分に応じて、それぞれに定めるものとする。

⑴　規則第１条第１号に掲げる方法　認定認知機能検査

⑵　規則第１条第２号に掲げる方法　認定運転技能検査

４　認定をした年月日

令和８年６月26日

警　察　本　部　公　告

入札公告

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和８年８月７日

契約担当者
兵庫県警察本部長　小　西　康　弘

１　調達内容

⑴　件名

よう撃捜査支援装置（16式）賃貸借

⑵　契約内容

仕様書のとおり

⑶　納入期限

令和９年２月28日（日）

⑷　契約期間

令和９年３月１日（月）から令和14年２月29日（日）まで

⑸　納入場所

仕様書のとおり

⑹　入札方法

上記⑴について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、

見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　一般競争入札参加資格

⑴　物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

⑶　一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑸　暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

３　申込書・入札書の提出等

⑴　申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係　担当　塩山
電話（078）341－7441　内線2216

⑵　申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和８年８月７日（金）から同月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前10時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

⑶　入札・開札の日時及び場所

令和８年９月16日（水）午前10時00分　兵庫県警察本部11階会計課別室

⑷　入札書の提出期限

上記⑶の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和８年９月15日（火）午後５時までに上記⑴の場所に必着のこと。

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の５以上の額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の入札保証金を令和８年９月14日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

⑶　契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の10以上の額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする契約保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。以下「財務規則」という。）に基づき免除する場合がある。

⑷　入札者に求められる義務

ア　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和８年８月21日（金）までに提出すること。

イ　入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

⑸　入札に関する条件

ア　入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ　所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和８年９月24日（木））まであること。

ウ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

エ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ　入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり入札内容が分明であること。

キ　代理人が入札をする場合は、必要に応じて入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク　入札金額は、前記１(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

⑺　初度の入札に参加して有効な入札をした者

⑴　初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

⑹　入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑺　契約書作成の要否

要作成

⑻　落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑼　その他

詳細は、入札説明書による。

５　Summary for the Notice of General Competitive Tendering

⑴　Name and title of head of the procuring entity:

Konishi Yasuhiro, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

⑵　Nature and quantity of the products to be contracted:

Intercept Investigation Support System(16) (leasing contract)

⑶　Lease period:

From March 1, 2027 through February 29, 2032

⑷　Lease place:

Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

⑸　Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 August 21, 2026

⑹　Deadline for tender:

17:00 September 15, 2026 by mail

10:00 September 16, 2026 by direct delivery

⑺　Person to contact concerning the notice:

Mr.Shioyama, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2216

正　　誤

○令和８年３月26日付け（兵庫県公報号外）
　兵庫県税条例等の一部を改正する条例（令和８年兵庫県条例第24号）中

（ページ）	（行）	（誤）	（正）
7	8	法律第　　号	法律第64号